



## 木造住宅の「耐震診断」・「耐震改修」を支援します

## 木造住宅耐震診断士派遣事業

内 容	市が派遣する耐震診断士が耐震診断を行い、その診断結果を報告します。
募集期間	平成 28 年 6 月 6 日 (月) から 7 月 29 日 (金) まで (土・日・祝日を除く)
募集戸数	8 戸 (先着順。定数になり次第締切り)
費 用	2,000 円
申込資格	以下の要件全てを満たす木造住宅の所有者で、市税の滞納が無い人 ① 1 戸建て木造専用住宅又は店舗等併用住宅 (床面積の 1 / 2 以上が住宅であるものに限る) ② 建築確認が昭和 56 年 5 月 31 日以前 (旧耐震基準) ③ 階数が 2 階以下で延べ床面積 30㎡以上 ④ 在来軸組構法又は枠組壁工法 (ツーバイフォー工法) ⑤ 震災の影響が少ない建物 (り災証明：一部損壊、無被害) ⑥ 過去に市から耐震診断士の派遣を受けていないこと

## 木造住宅耐震化促進補助事業

内 容	精密診断法による耐震改修設計及び耐震改修工事費の一部を助成します。
受付期間	平成 28 年 6 月 6 日 (月) から 11 月 4 日 (金) まで (土・日・祝日を除く)
募集戸数	各 1 戸 (先着順。定数になり次第締切り)
補助金額	耐震改修設計・工事に要する額の 1 / 3 以内の額 (千円未満切捨) ・耐震改修設計に要する費用：10 万円 (補助限度額) ・耐震改修工事に要する費用：30 万円 (補助限度額)
申込資格	下記の要件の全てに該当する住宅の所有者で、自己の居住のために耐震改修設計又は工事 (市内の事業者を利用) を行い、かつ市税の滞納がない方 ① 1 戸建て木造専用住宅又は店舗等併用住宅 (床面積の 1 / 2 以上が住宅であるものに限る) ② 建築確認が昭和 56 年 5 月 31 日以前 (旧耐震基準) ③ 階数が 2 階以下で延べ床面積 30㎡以上 ④ 耐震改修設計は、耐震診断 (一般診断法) による上部構造評点が 1.0 未満 ⑤ 耐震改修工事は、耐震改修設計による上部構造評点が 1.0 以上 (0.3 以上増加) ⑥ 耐震改修設計・耐震改修工事いずれの場合でも平成 29 年 3 月末までに完了するもの ⑦ 在来軸組構法又は枠組壁工法 (ツーバイフォー工法)

※悪質な業者による勧誘にご注意ください。市職員による訪問や電話で耐震診断を勧めることはありません。

○問合せ 高萩市役所 都市整備課 建築指導検査グループ ☎23-7034

# ～後期高齢者医療制度の対象者の方へ～

## 後期高齢者医療保険料の納付書発送は7月13日（水）です

平成28年6月現在で、後期高齢者医療保険料が年金から天引きされていない方には、納付書（薄紫色の封筒）を郵送しますので、納期限までに納付をお願いします。

※コンビニエンスストアでのお支払いもできます。

◆保険料の納付方法は『特別徴収』と『普通徴収』の2通りです！

受給している年金が年額18万円未満である。

いいえ

介護保険料を納付書や口座振替で納めている。  
または、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える。

いいえ

はい

はい

### 【特別徴収】年金から納める

年6回、年金受給月に天引きとなります。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
平成28年度の年間保険料額が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めていただきます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めていただきます。		

※複数の年金を受給している・年度の途中で加入した等の場合、特別徴収にならないことがあります。

※新規に加入された方は、しばらくは普通徴収になります。

※手続により納付方法を口座振替に変更することができます。

### 【普通徴収】納付書・口座振替で納める

7月～翌年2月の8回に分けて納付となります。

- ・納付書：市から納付書が郵送されますので、納期限までに納めてください。
- ・口座振替：ご指定の口座から納期限日に自動で引き落とされます。

便利な口座振替への切替手続は…

申込期限	第1期分（7月）から口座振替：平成28年6月20日（月）まで
申込受付	①保険証 ②通帳 ③通帳届出印 を持参の上、保険医療課（仮設庁舎A棟2階）までお越しください。

※国民健康保険を口座振替で納めていた方も、改めて手続が必要です。

※手続の時期により、口座振替の開始月が異なります。

※後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65～74歳で一定の障害がある方が加入対象者です。

※保険料は個人ごとに算定（上限年額57万円）、保険料率は県内一律（2年ごとに見直し）です。

※平成28年度の保険料率は次のとおりです。

保険料（年額）＝【均等割】定額39,500円＋【所得割】基礎控除後の総所得額×8.00%

○問合せ 保険医療課 国保・医療福祉グループ ☎23-2117